



福井労働局

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和 8 年 9 月 4 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 野崎 清隆

地方賃金指導官 矢村 光治

電 話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金 時給 1, 1 1 2 円

令和 8 年 10 月 4 日発効

福井県最低賃金の改正については、令和 8 年 9 月 4 日に公示されました。

これにより、福井県最低賃金は、同年 10 月 4 日から、時間額 1,112 円に改正されます。

厚生労働省では、賃金引上げに向けた政府の支援情報・施策について、「賃金引上げ特設ページ」にて御案内しています。各種支援策を是非、御活用ください。

厚生労働省「賃金引上げ特設ページ」の URL はこちらです。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>